

◎贈賄が判明した下記業者について、3ヶ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：九州防水株式会社  
業者の住所：福岡県久留米市合川町422-18
2. 指名停止措置期間：令和2年7月22日 ～ 令和2年10月21日  
(3ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要  
本件は、九州防水株式会社の取締役が、朝倉市役所が発注した九州北部豪雨の復旧工事を巡り、平成31年4月下旬頃、事業費の増額及び入札予定価格などが書かれた実施設計書をもらう便宜を図ってもらった見返りに朝倉市役所職員に現金を渡したとして、令和2年6月14日、贈賄容疑で福岡県警より逮捕されたものである。
5. 指名停止措置理由  
当該業者たる九州防水株式会社の取締役が贈賄容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第3号ロ（下記参照）に該当する。  
従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

<指名停止措置要領別表第2>

措置要件	期間
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から  3ヵ月以上9ヵ月以内 2ヵ月以上6ヵ月以内 1ヵ月以上3ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）  
 代表：092-471-6331  
 総務部契約課長 構木 和宏（内線 2511）  
 （契約課直通：TEL 092-476-3509）  
 港湾空港関係  
 総務部契約管理官 柴田 裕二（内線 290）  
 （経理調達課直通：TEL 092-418-3345）